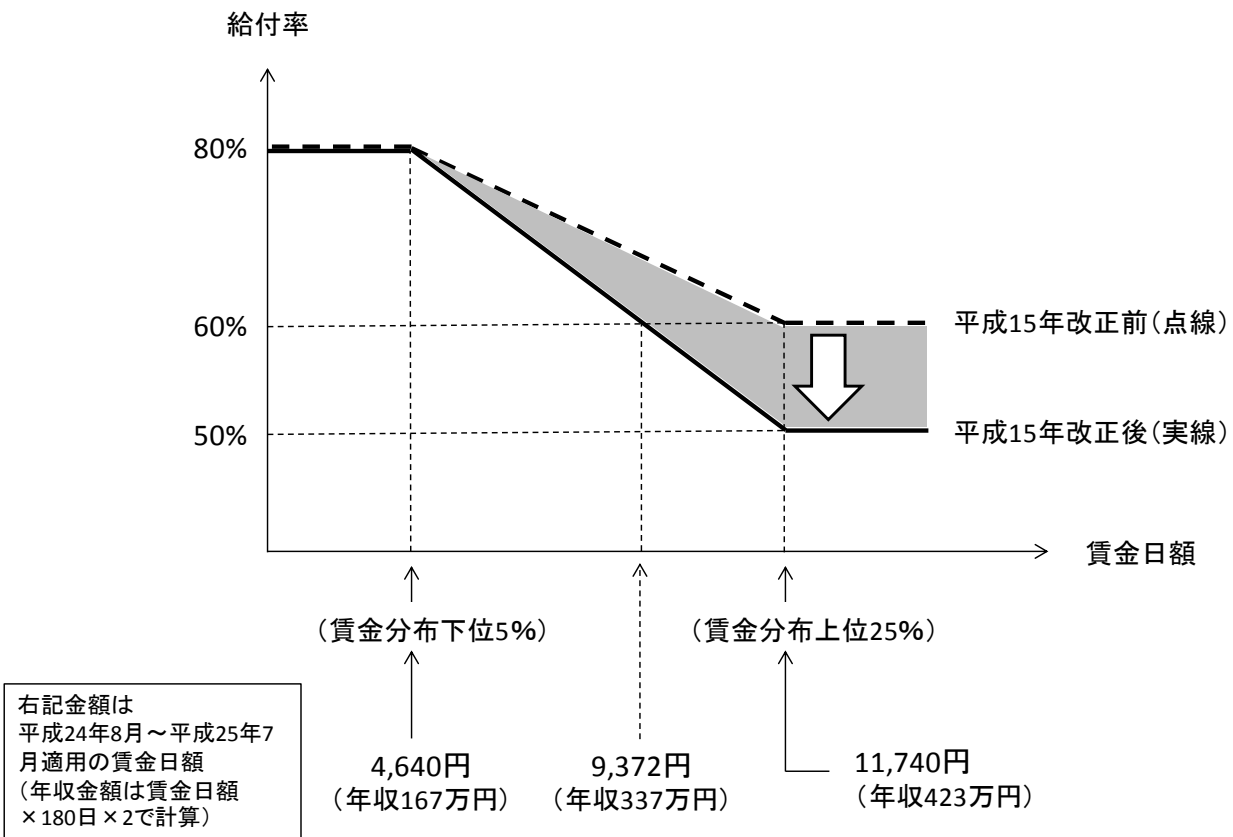


(新谷委員提出資料)

平成15年(2003年)雇用保険法改正による基本手当給付率の引き下げの影響について

- ・平成15年法改正により、給付率の下限が60%から50%に引き下げられた。
(60歳以上については、50%から45%に引き下げ)
- ・給付率が下限に達する賃金日額(屈折点)の考え方(「賃金構造基本統計調査」の賃金分布における上位25%)に変更はなかったが、給付率の下限が引き下げられたため、結果として、給付率が上限(80%)に達しない基本手当受給者全体の給付率が引き下がったことになる(下記概念図のグレー部分)。

<給付率引き下げの影響について(60歳未満):概念図>



(注) 屈折点に当たる賃金日額の算定には、直近の「賃金構造基本統計調査」における賃金分布が使用される等の理由から、平成15年改正前後および現行の屈折点に当たる賃金日額は一致しない。

以上